

国立大学法人東京外国語大学保健管理センター所長候補者選考規程

〔平成16年4月1日〕
規則第186号

改正：令和3年11月15日規則第39号

（趣旨）

第1条 国立大学法人東京外国語大学保健管理センター所長候補者（以下「所長候補者」という。）の選考は、この規程の定めるところによる。

（選考の時期）

第2条 保健管理センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次の各号の一に該当する場合に、所長候補者を選考する。

- (1) 所長の任期が満了するとき。
- (2) 所長が辞任を申し出たとき。
- (3) 所長が欠員となったとき。

（資格）

第3条 所長候補者は、本学の専任教授とする。

（所長候補者の決定）

第4条 所長候補者は、運営委員会の議に基づき、決定する。

（推薦）

第5条 運営委員会委員長は、前条により決定した所長候補者を学長に推薦する。

（規程の改正）

第6条 この規程の改正は、運営委員会の議を経て役員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月15日から施行する。